

豊田市農業委員会議事録

令和2年12月24日、豊田市農業委員会会長 横条 鈞は、令和2年12月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第87号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第88号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第89号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第90号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第91号 農地中間管理事業の「農用地利用配分計画案」について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (11名)

| | | | | | |
|------|-------|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 鈴木喜一郎 | 2 番 | 築山 正樹 | 3 番 | 西山弥太郎 |
| 4 番 | 石川 幸子 | 5 番 | 為井 裕 | | _____ |
| 7 番 | 杉浦 俊雄 | 8 番 | 土方 和子 | | _____ |
| 10 番 | 水野 省治 | | _____ | 12 番 | 中島 匡代 |
| | _____ | | _____ | | _____ |
| 16 番 | 浅見富士男 | | _____ | | _____ |
| 19 番 | 横条 鈞 | | | | |

< 欠席委員 > (8名)

| | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 6 番 | 近藤 和人 | 9 番 | 梅村 逸次 | 11 番 | 梅村 貢司 |
| 13 番 | 加知 満 | 14 番 | 伊藤喜代司 | 15 番 | 伊藤 政和 |
| 17 番 | 林 如実 | 18 番 | 杉田 雅子 | | |

< 事務局説明員 >

| | | | | | |
|------|-------|-----|------|-----|-------|
| 事務局長 | 小木曾哲也 | 副主幹 | 尾形 洋 | 担当長 | 鈴木 祥宏 |
| 主 査 | 加藤 泰平 | 主 査 | 鈴木 彩 | 主 査 | 神谷 一平 |
| 主 事 | 生田 卓哉 | | | | |

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、6番、近藤和人委員、9番、梅村逸次委員、11番、梅村貢司委員、13番、加知満委員、14番、伊藤喜代司委員、15番、伊藤政和委員、17番、林如実委員、18番、杉田雅子委員、以上8名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

12番、中島匡代委員、16番、浅見富士男委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第87号から第91号までの審議案件5件とその他報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和2年議案第87号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第87号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細は、お手元にある議案を御覧ください。

75番、千足町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の光岡委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

76番、栄生町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

77番、栄生町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

78番、住吉町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

79番、住吉町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

80番、舞木町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

81番、小原町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

82番、押井町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第87号で上程されました8件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 87 号は承認決定されました。

令和 2 年議案第 88 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和 2 年議案第 88 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

215 番、司町の件、店舗です。農地区分は、お手元の白色の表、農地区分表の第 2 種農地です。判断基準は第 2 種農地②、新上挙母駅からおおむね 500 メートル以内です。

許可基準は第 2 種農地で、周辺の第 3 種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第 2 種農地の許可基準と読ませさせていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、216 番、本新町の件、分家住宅です。農地区分は第 2 種農地です。判断基準は第 2 種農地③、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満です。なお、以降同基準については、第 2 種農地③と読ませさせていただきます。

許可基準は第 2 種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、217 番、汐見町の件、分家住宅です。農地区分は第 1 種農地です。判断基準は第 1 種農地①、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地です。なお、以降同基準については、第 1 種農地①と読ませさせていただきます。

許可基準は、第 1 種農地③(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。なお、以降同基準については、第 1 種農地③(e)と読ませさせていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、218 番、宮上町の件、都市ガス整圧器です。農地区分は第 1

種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③（e）です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木委員： 4件とも特に問題なく、許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、219番、古瀬間町の件、駐車場です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地①、水管、下水道管、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第3種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、220番、矢並町の件、通路・駐車場・自動車待機場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

築山委員： 2件とも特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、221番、永覚町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。なお、以降同基準については、第3種農地④と読ませていただきます。

許可基準は第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、222番、永覚町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

石川委員： 申請番号221、222に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、223番、和会町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、224番、福受町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

為井委員： 223番、224番、問題ないと思います。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、225番、本町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、226番、本町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地で

す。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③（e）に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、227番、前林町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③（e）に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 3件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、228番、中田町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、229番、中田町の件、分家住宅です。農地区分は甲種農地です。判断基準は甲種農地の②、次のa、bの両方を満たす事業の施工地で、工事完了の翌年度から起算して8年以内のもの、(a)、区画整理、農地造成、埋立て及び干拓、客土、暗渠排水、その他の農地の改良保全、(b)、国営事業、県営事業もしくは国、県が経費を補助する事業です。

許可基準は甲種農地の⑥、第1種農地⑦（e）で、土地改良法第7条第4号に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を土地改良法第7条第1項の土地改良事業計画に定められた用途に供する行為に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

土方委員： 2件とも問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

230番、越戸町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、越戸駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、231番、上原町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、愛環梅坪駅からおおむね1キロメートル以内です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、232番、井上町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、233番、芳友町の件、残土処分場（一時転用）です。農地区分は農用地区域内農地です。判断基準は農業振興地域整備計画で農用地区域とした農地です。

許可基準は農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、234番、滝見町の件、残土処分場（一時転用）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

水野委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、235番、西中山町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は第1種農地③（e）に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しております。

続きまして、236番、木瀬町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

中島委員： 何も問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、237番、北篠平町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の加知委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しております。

続きまして、238番、東大島町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、239番、東大見町の件、残土処分場（一時転用）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

以上、読み上げました案件につきまして、問題ない旨、確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

（会場声なし）

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第88号で上程されました25件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第88号は適当である旨、承認されました。

令和2年議案第89号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政課より説明をお願いします。

事務局： 令和2年度議案第89号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、農業委員会の意見を求めます。

11ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

68番、河合町の件、診療所です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、70番、千足町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、71番、土橋町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

では、御意見のほう、よろしく願いいたします。

鈴木委員： 3件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

それでは、続きまして、72番、野見町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、73番、同じく野見町の件、駐車場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、74番、矢並町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

築山委員： 3件とも問題はございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、75番、永覚町の件、自己用住宅の敷地増しです。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、76番、駕鴨町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、77番、渡刈町の件、地区計画です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、78番、渡刈町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

石川委員： 75、76、77、78、問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、79番、福受町の件、工場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

為井委員： 79番、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、80番、竜神町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、81番、高岡町の件、駐車場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、82番、堤本町の件、農家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、83番、同じく堤本町の件、流通業務施設です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、84番、本町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、85番、若林西町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

杉浦委員： 全て異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、86番、花園町の件、工場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、８７番、越戸町の件、倉庫です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、８８番、石野町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりになります。

続きまして、８９番、勘八町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、９０番、勘八町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、９１番、勘八町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

水野委員： ４件とも許可相当と思います。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、９２番、西中山町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、９３番、北篠平町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましても、担当の加知委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、９４番、伊保町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

横条委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続いて、１７ページを御覧ください。

66番、堤町の件と67番、宮上町の件は、開発許可不要案件というものになります。ガス事業法によるガス工作物等は、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第6号の開発許可不要案件に該当し、農用区域内でも整備することが可能です。しかし、整備中、または整備後に農振除外の手続きは必要になります。許可不要のため、一件一件皆さんに協議していただく内容ではありませんが、農振整備計画の変更内容の一部でありますので、必要な法手続きとして農業委員会に報告させていただきます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

農政課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第89号で上程されました28件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第89号は承認決定されました。

令和2年議案第90号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和2年議案第90号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権のうち、令和3年1月1日から貸借期間が開始されるものです。

まず、1月1日から貸借期間が開始されるものについて、議案第90号資料1と書かれた資料がございますので、こちらを御覧ください。

本来は、一筆一筆につきまして御審議いただくところですが、数が多いため、この集計で報告に代えさせていただきます。

総括表の左に書かれているのが貸借終期です。

貸借の始まりは、いずれも1月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

貸借終期の右に種別が書かれておりまして、所有者が耕作者に直接貸す相貸と、そのうち農家ではない方に貸す解除条件付きの貸借がございます。

一方、農地中間管理機構を通じて利用権を設定する転貸があります。

なお、今回から、出し手と受け手が決まっている場合は、農用地利用集積計画のみで機構への借入れ、転貸が可能な一括方式での受付が始まり、この場合、農用地利用配分計画の作成が不要になります。

一部、一括方式でないものの受付もあり、こちらは農用地利用配分計画の作成が必要になります。

今後は一括方式での受付が主となりますので、よろしく願いいたします。

以上のように、貸借終期や種別ごとにそれぞれどのくらいあるかというものを表に表したものがこの資料になります。

一番下の総計欄を御覧ください。

今回、2,516筆、317万9,889.41平方メートルの利用権を設定いたします。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第90号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いいた

します。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第90号は承認決定されました。

令和2年議案第91号「農地中間管理事業の『農用地利用配分計画案』について」。

農政課より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第91号「農地中間管理事業の『農用地利用配分計画案』について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、下記計画について農業委員会の意見を求めます。

議案第91号の資料を御覧ください。

こちらは、議案第90号で御審議いただいた農用地利用集積計画のうち、農地中間管理機構を通じて耕作者に貸し出され、かつ一括方式でないものが対象になります。貸借期間、筆数、面積は、議案第90号資料の転貸の一括方式でないものと同じになります。

耕作者は、その下の表のとおりです。

この農用地利用配分計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用計画を定め、県に提出。県が認可、公告といった手順になります。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ここで委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第91号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第91号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案20ページ及び別紙配付資料3ページから4ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、21ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

164番、竜神町の案件から、26ページを御覧ください、188番、百々町の案件までの24件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、27ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

7番、乙部町の案件から9番、貝津町の案件までの3件、いずれも農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告します。

続いて、28ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

51番、野見山町駐車場の案件から52番、花園町の自己用住宅の案件の2件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、29ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

217番、双美町の自己用住宅の案件から、33ページを御覧ください、235番、八草町の住宅用地の案件までの19件について、いずれも市街化区域

内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議、ありがとうございました。

(閉会 午後 2時34分)

議事録署名者

印

印